

## 京都市職員共済組合公告第8号

### 京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

令和4年9月30日

京都市職員共済組合  
理事長 岡田 憲和

第9条第1項中「及び地方公営企業法」を「、地方公営企業法」に、「並びに京都市が設立した」を「、京都市が設立した」に改め、「法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び京都市職員共済組合」を加える。

第32条第1項中「（7）法第144条の2第1項の規程により組合員であるとみなされた者」の次に「（8）法第3条第3項の規定により組合員となるものとされた者」を加える。

### 附 則

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

（行財政局人事部厚生課）